

令和6年度個人住民税の定額減税のお知らせ



住民税の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が180万円以下（給与収入のみの場合）は給与収入2000万円以下に相当）で所得割が課税される方

※均等割、森林環境税のみ課税の方は対象となりません。

▽定額減税の算出方法 納税者の個人住民税の税額控除（住宅借入金特別控除など）後の合計額を減税します。なお、控除対象配偶者以外の同所得割額から、①から③までの合計額を減税します。

（定額減税）を実施することが決定されました。

令和6年度税制改正において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、個人住民税の特別控除（定額減税）を実施することが決定されました。

▽対象者 令和6年度分の個人

●計算例：控除対象配偶者と扶養親族（子2人）の場合 1万円（本人）+1万円（控除対象配偶者）+2万円（扶養親族2人）=4万円

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●②控除対象配偶者：1万円

●③扶養親族：1人につき1万円

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

<p